

公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会
家 庭 科 技 術 検 定 表 彰 規 程
(令和7年度)

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会主催の高等学校家庭科技術検定（以下、技術検定という）に関して、真摯に努力しその成果の秀でた生徒及び団体を称え表彰し、家庭科技術検定の振興・推進のため、表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

(表彰の区分および種類)

第2条 表彰の区分および種類は次のとおりとする。

(1) 個人表彰

①三冠王

被服製作和服、被服製作洋服、食物調理の技術検定1級のすべてに合格した者

②四冠王

被服製作和服、被服製作洋服、食物調理、保育の技術検定1級のすべてに合格した者

(2) 団体表彰

①三冠王日本一

三冠王取得者が最も多い高等学校等

②四冠王日本一

四冠王取得者が最も多い高等学校等

(表彰の決定)

第3条 技術検定実施校の「三冠王対象者・取得者」「四冠王取得者」報告に基づき、公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興事務局で精査し、理事長の承認を得る。（ただし、理事長の命を受けて、事務局長がその任を代行することができる。）

(表彰)

第4条 表彰にあたっては、表彰状を贈呈する。ただし、団体表彰については、併せて記念品を贈呈する。

(付則)

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会
家 庭 科 技 術 検 定 表 彰 規 程
(令和8年度)

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会主催の高等学校家庭科技術検定（以下、技術検定という）に関して、真摯に努力しその成果の秀でた生徒及び団体を称え表彰し、家庭科技術検定の振興・推進のため、表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

(表彰の区分および種類)

第2条 表彰の区分および種類は次のとおりとする。

(1) 個人表彰

①三冠王

被服製作和服、被服製作洋服、食物調理、保育の技術検定1級のうち、いずれか3つに合格した者

②四冠王

被服製作和服、被服製作洋服、食物調理、保育の技術検定1級のすべてに合格した者

(2) 団体表彰

①三冠王日本一

三冠王取得者が最も多い高等学校等

②四冠王日本一

四冠王取得者が最も多い高等学校等

(表彰の決定)

第3条 技術検定実施校の「三冠王対象者・取得者」「四冠王取得者」報告に基づき、公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興事務局で精査し、理事長の承認を得る。（ただし、理事長の命を受けて、事務局長がその任を代行することができる。）

(表彰)

第4条 表彰にあたっては、表彰状を贈呈する。ただし、団体表彰については、併せて記念品を贈呈する。

(付則)

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

第4条の規程は、令和7年4月1日から施行する。

第2条(1)①の規程は、令和8年4月1日から施行する。